7. 母子保健

昭和41年の母子保健法の施行により、母と子の健康に関する一貫した総合的な施策が推 進されることになった。その結果、わが国の乳児死亡率をはじめとする母子保健の水準は 著しく向上した。平成6年に母子保健法が改正となり、平成9年度から、住民に身近な市 町村において、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や訪問指導等の基本的な母子保健サービ スが実施されるようになった。

また、平成13年から、21世紀の母子保健の新たな課題への取り組みとして、「健やか親 子 21 と推進している。

さらに、政府全体の子ども・子育て支援対策を進めるため、平成24年には「子ども・子 育て支援法」が成立し、平成 26 年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定さ れ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える観点から、子育て世代包括支援センタ 一の整備を進めている。

(1)出生、乳幼児死亡等の状況

ア出 生

出生数は昭和22年の28,656人をピークに下降していたが、平成24年には22人増 加した。平成26年に再び減少し、平成27年に37人増加したものの、平成28年の出 生数は4,779人で平成27年の5,052人より273人減少した。出生率は6.7で全国平均 の7.8より低くなっている。

イ乳児死亡

本県の平成28年の乳児死亡数(生後1年未満)は9人で、前年より1人増加し、また、 新生児死亡数(生後4週未満)は2人で前年と同数であった。

乳児死亡率は1.9で全国平均の2.0を下回った。

ウ 周産期死亡

平成28年の周産期死亡数(妊娠満22週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死 亡をあわせたもの)は14人で前年より4人減少した。出産1,000に対する周産期死亡 数の割合を周産期死亡率といい、母子保健水準の重要な指標となっているが、本県の 周産期死亡率は2.9で全国平均3.6を下回った。

(2)思春期対策事業

ア 思春期相談事業

増大する若者の性に関する諸問題の解決のため、若者が性の悩みを相談できるよう 面接・電話・メール相談を実施して、若者たちに性に関する正しい知識や情報の提供 を行っている。

〔平成29年度 実施状況〕

思春期相談センター利用状況

	面接相談			電話	括相談		メール相談		合計						
相談	男	女	計	男	女	不詳	計	男	女	不詳	計	男	女	不詳	計
件 数	0	0	0	1, 103	39	10	1, 152	13	6	0	19	1, 116	45	10	1, 171

※開設日数 : 293 日 ※1 日平均利用者数 : 4.0 人

(3)健康管理

ア 子どもの歯科保健

母子保健分野における歯科保健の評価を目的に、1歳6ヶ月児健診および3歳児健康 診査における歯科健康診査でのむし歯の状況を把握している。

(ア) 1歳6ヶ月児健康診査

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
ひとり平均むし歯数	0.05	0.05	0. 04
むし歯有病者率	1.86	1.83	1. 40

(イ) 3歳児健康診査

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
ひとり平均むし歯数	0.64	0.7	0. 55
むし歯有病者率	18. 7	21. 1	16.6

イ 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常症・先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)・先天性副腎過形成症は心身障害等をきたす恐れがあるので、新生児に対して血液によるマス・スクリーニング検査を行っている。平成30年度より、タンデムマス法の対象疾患を1種類追加し、発見できる先天性代謝異常等疾患が19種類から20種類となり、疾病の早期発見・早期治療に努めている。

【平成29年度先天性代謝異常症等スクリーニング検査実施状況】

	検査実施件数	5,526 件				
検査	初回検査	5, 192 件				
区分	再検査	334 件				
	検査実施実人員数		5, 192 人			
	再採血となった実人員数	338 人				
		初回陽性•疑陽性数	要精検数	患者数		
先天	フェニルケトン尿症	1件	1件	0人		
性代	メープルシロップ尿症	0件	0件	0人		
謝異	ホモシスチン尿症	0件	0件	0人		
常等	ガラクトース血症	11 件	1件	0人		
検 <u>*</u>	先天性副腎過形成症	68 件	4件	0人		
先	三天性甲状腺機能低下症検査	110 件	14 件	4人		
	タンデムマス検査*	10 件	1件	0人		
検	体 不 備 数	27 件				
陽性	疑陽性以外の再検査実施件数 (低体重ほか)	114 件				

(注1) 受検者については里帰り分娩を含む

【参考】

※タンデムマス検査対象疾患

シトルリン血症 1 型、アルギニノコハク酸尿症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症、イソ吉草酸血症、メチルクロトニルグリシン尿症、ヒドロキシメチルグルタル酸血症、複合カルポキシラーゼ欠損症、グルタル酸血症 1 型、中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症、三頭酵素/長鎖 3 ーヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素欠損症、カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼー I 欠損症

※平成 28 年出生数: 4,779 人

(4)医療給付の状況

ア乳幼児医療

乳幼児の病気の早期発見と治療を促進し、乳幼児の保健向上と福祉の増進を図るため、 市町村の乳幼児医療助成事業に対して補助を行っている。

対象疾病等 (0歳児)

すべての疾病 (入・通院医療費)・所得制限及び自己負担なし (1歳~小学校就学前児)

すべての疾病(入・通院医療費)・所得制限及び自己負担あり ※ただし、市町村民税非課税世帯及び扶養する第3番目以降の児は自 己負担なし

イ 障害者自立支援医療(育成医療)

身体に障害のある児童で、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できるものに対 して市町村が給付する障害者自立支援医療費(育成医療)の4分の1を負担している。

対象の障害等 (18 歳未満) 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、内臓障害、免疫機能障害 ※平成 25 年度より市町村へ権限移譲

ウ 未熟児養育医療

未熟児は正常な新生児に比べ、生理的に未熟なため、病気にもかかりやすく、死亡率も高いため、入院の必要な未熟児に対して市町村が給付する養育医療費の4分の1を負担している。

対象者 (0歳児) 未熟児 ※平成25年度より市町村へ権限移譲

工 結核児童療育医療

結核にかかっている児童で、長期間にわたり治療を必要とし、医師が入院を必要と認めたものに対して、入院中の医療給付とともに、教育面、生活面にも必要な学用品、日用品を支給し、児童の心身両面にわたる健全な育成を図る。

対象疾病等 (18 歳未満) 結核

才 小児慢性特定疾病医療

平成27年1月1日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、これまでの小児慢性特定疾患治療研究事業にかわり、小児慢性特定疾病医療が開始された。国が定める小児慢性特定疾病(疾病ごとに認定基準あり)にかかり、認定基準を満たした方を対象に医療費を公費で負担している。

対象疾病等 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、 膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、

神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患

(対象者は、18歳未満 (18歳到達時点で交付を受けている方は20歳の前日まで))

	H28 年度末	H29 年度末	
受給者数(人)	277	289	

カ 不妊治療費助成

(ア) 特定不妊治療費

不妊治療の経済的な負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成している。

(イ) 一般不妊治療費

平成28年度から不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療の経済的な負担の軽減を図るため、市町村が行う一般不妊治療助成事業(保険適用外の人工授精に要する費用の一部を助成)に対して補助を行っている。

[平成29年度実施状況]

項目	対象(実)人員	延 件 数	公費負担額
以 口	(人)	(件)	(千円)
特定不妊治療	177	302	58, 863
一般不妊治療	158	158	2, 040

[平成29年度 医療給付状況]

項目	種 別	対象(実)人員 (人)	延 件 数 (件)	公費負担額 (千円)
乳幼児医療	入通院 計	30, 827	557, 695	383, 925
未熟児養育医療	入院	104	322	38,170 (うち県負担額 10,218)
結核児童療育医療	_	0	0	0
	入 院	63	221	12, 914
小児慢性特定疾病	外来	241	3, 395	76, 605
	(計)	304	3, 616	89, 519

(乳幼児医療費・未熟児養育医療費は高知市分を含む。未熟児療養医療は平成28年度実績)

平成 29 年度 負担金交付状況 (高知市含む県内市町村)

 項 目	種別	対象 (実) 人員	延件数	公費負担額	県負担金
	1至 万寸	(人)	(件)	(千円)	(千円)
	入院	69	100	10,862	5, 673
自立支援医療 (育成医療)	入院外	73	268	1,875	(H29 年度末 交付決定額
	計	142	368	12,737	文百亿足镇